

別紙 4

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
101	許可行為の取消し、行為の中止命令等	厚岸町庁舎管理規則（昭和49年厚岸町規則第13号）	第8条第3項	×ア	総務課総務係	
102	多数の者が共通の目的で庁舎に立ち入る場合の必要な措置の実施	厚岸町庁舎管理規則（昭和49年厚岸町規則第13号）	第12条	○	総務課総務係	
103	庁舎への立ち入りの拒否等の措置命令等	厚岸町庁舎管理規則（昭和49年厚岸町規則第13号）	第13条	×ア	総務課総務係	
104	個人情報の不正提供への懲役又は罰金	厚岸町個人情報保護条例（平成17年厚岸町条例第12号）	第35条	×ア	総務課広報情報係	
105	個人情報の不正提供等への懲役又は罰金	厚岸町個人情報保護条例（平成17年厚岸町条例第12号）	第36条	×ア	総務課広報情報係	
106	個人情報の不正収集への懲役又は罰金	厚岸町個人情報保護条例（平成17年厚岸町条例第12号）	第37条	×ア	総務課広報情報係	
107	個人情報の不正開示への過料	厚岸町個人情報保護条例（平成17年厚岸町条例第12号）	第38条	×ア	総務課広報情報係	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 処分基準を設定している。
- ②「×」 処分基準を設定していない。
 - ア：処分基準が法令の定めにくくされているもの
 - イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
 - ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの